

議提第2号

農業者に寄り添った自律的な農業・農協改革を推し進めるための意見書

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び白石市議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成29年 3月 9日

提出者	白石市議会議員	<u>志村 新一郎</u>
賛成者	白石市議会議員	<u>佐藤 秀行</u>
〃	〃	<u>松野 久郎</u>
〃	〃	<u>管野 恭子</u>
〃	〃	<u>澁谷 政義</u>
〃	〃	<u>伊藤 勝美</u>
〃	〃	<u>保科 善一郎</u>

白石市議会議長 佐久間 儀郎 殿

農業者に寄り添った自律的な農業・農協改革を推し進めるための意見書

平成28年11月11日、政府の規制改革推進会議・農業ワーキンググループ（以下、「推進会議」）は、「農協改革に関する意見」を取りまとめた。その中で、一年以内にJA全農の農産物委託販売の廃止と全量買い取り販売へ転換すること、一年以内にJA全農の購買事業を新組織へ転換し、メーカーに関連部門を譲渡・売却すること、農林中央金庫への事業譲渡により、信用事業を営むJAを三年後めどに半減させること等が示されている。

その後、推進会議は同月28日の会合で、具体的な改革期限や信用事業譲渡等の提言は見送ったものの、翌29日政府の農林水産業・地域の活力創造本部で「農業競争力強化プログラム」を決定し、政府等がJA全農の自己改革に対し進捗管理を行うことが示された。

本来JA全農及び単位JAは、自主・自立の協同組合であり、民間組織である。「農業協同組合法の理念」に基づき、協同組合組織の自主性が尊重されなければならない。

現在、JA系統は自己改革を原則として、「農業所得の増大」「豊かな地域づくり」に向け、担い手経営体を初めとする組合員の意見・意向に真摯に耳を傾けながら、「農業者に寄り添った自律的な農業・農協改革」に取り組んでいる。

よって、国においては、JA組織は、自主・自立の協同組合組織として、組合員が運営権を持つ組合員主権の組織であり、組織としての経営判断は尊重されるべきであることを十分に踏まえ、地域農業・地域経済の発展に資する農業・農協改革となるよう、今後は慎重に対応するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

平成29年 3月 9日

宮城県白石市議会

内閣総理大臣	安倍晋三	殿
農林水産大臣	山本有二	殿
内閣官房長官	菅義偉	殿
内閣府特命担当大臣 （規制改革担当）	山本幸三	殿
衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿